

局所排気装置等の稼働要件について

資料5-7-1(再配布)

1 局所排気装置等の稼働要件の例

○有機溶剤中毒予防規則 局所排気装置はフードに応じて異なる「制御風速」以上の制御風速で稼働させなければならない。(例 囲い式フードの場合の制御風速 0.4m/s)

注 制御風速・・・局所排気装置が有害物の発生源の周辺に自然にある不規則な気流に打ち勝つ大きさの定常的な気流を作るための風速

○特定化学物質障害予防規則 特定化学物質の蒸気等が発生する作業場に設ける局所排気装置は、そのフードの外側の化学物質の濃度が、化学物質に応じて異なる「抑制濃度」を常態として超えないように稼働させなければならない。

(例 ベンゼンの場合の抑制濃度 空気1m³中のベンゼンが1cm³ (= 1ppm))

注 抑制濃度・・・「特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能」(昭和50年労働省告示第75条)等において定められる特定化学物質等の局所排気装置等が有していなければならない性能を規定する数値

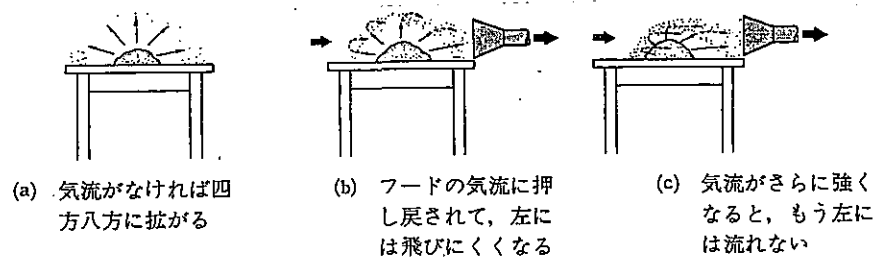


図6・1

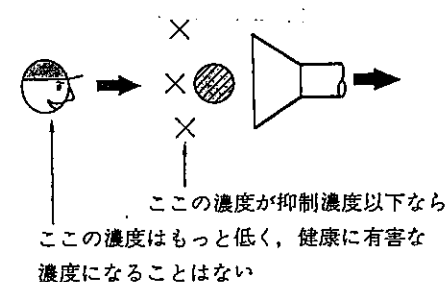


図6・5

出典：やさしい局排設計教室（沼野雄志著）